

第5次練馬区男女共同参画計画（令和2年度～6年度）（素案）
に寄せられた意見と区の考え方について

1 意見の受付状況

(1) 意見募集期間

令和元年12月11日（水）から令和2年1月17日（金）まで

(2) 周知方法

ねりま区報（12月11日号）・区ホームページへの掲載、
区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館、人権・男女共同参画課および
男女共同参画センターでの閲覧

(3) 意見件数

74件（17名・1団体）

2 寄せられた意見の内訳

項目	件数
計画全体に関すること	6
第1章 計画の基本的な考え方	0
第2章 計画の施策と取組	
目標Ⅰ 人権の尊重と男女平等意識の形成	39
目標Ⅱ 配偶者等暴力被害者への支援と性暴力やハラスメントの防止	16
目標Ⅲ 家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進	6
目標Ⅳ 女性の健康と安心を支える暮らしの実現	4
第3章 計画の進め方	0
その他	3
合計	74件

3 意見に対する対応状況

対応区分	件数
◎ 意見の趣旨を踏まえて計画に反映するもの	6
○ 素案に趣旨を掲載しているもの	29
□ 素案に記載はないが、他の施策等で既に実施しているもの	24
△ 事業実施等の際に検討するもの	15
※ 趣旨を反映できないもの	0
— その他、上記以外のもの	0
合計	74件

4 区民からの意見（要旨）と区の考え方

番号	意見の要旨	区の考え方	対応区分
計画全体に関すること			
1	「行政関係年表」は継続して記載してほしい。	継続して記載します。	○
2	今回の策定にあたっての意気込み等を区長の言葉で冒頭文に載せてほしい。	冒頭の文において、計画策定にあたって区の考え方をお示しします。	○
3	「施策の推進体制」に区長が記載されていない。	本計画は、区長の責任において策定し、副区長を会長とする練馬区男女共同参画施策推進会議において総合調整を行い施策を推進します。 推進体制の図は、実務的な推進体制を示したものです。	○
4	「男女平等」の表記をし、「第5次練馬区男女平等計画」としてほしい。	本計画は、「男女共同参画社会基本法」より「男女共同参画」という言葉を使用していますが、男女平等の考え方も含めた計画です。事業を進めるうえでは、具体的な内容が分かりやすい表現に努めます。	○
5	「男女共同参画」という言葉から、平等の視点が見えるのか疑問がある。		○
6	計画に「ジェンダー平等」という表記がないことに違和感を覚える。	「ジェンダー」という用語は、その意味や主張する内容は使用する人によりさまざまなので、男女共同参画計画では「性別による役割の固定観念」と表記しました。	○
目標Ⅰ 人権の尊重と男女平等意識の形成			
7	家庭や教育・学習の場において、男女平等意識を形成するための教育や研修、情報発信などを行うのはとてもよい。	記載した課題解決の方向性に沿って、具体的な取組・事業を継続的に進めていきます。	○
8	地域団体や民生・児童委員などへ情報提供を実施するとあるが、区職員への啓発活動も取り上げるべきではないか。	区政全体に関わる事項のため、「庁内推進体制」として、区職員のさらなる意識の向上について取り組みます。	◎
9	高齢者等の各分野の施策は個別計画で取り組むとあるが、ここだけを切り離すことが、不自然に感じられる。	多くの事業により施策を推進していく分野であり、各個別計画において取り組んでいきます。施策の推進にあたっては、副区長を会長とする練馬区男女共同参画施策推進会議において総合調整を行います。	□

番号	意見の要旨	区の考え方	対応区分
10	LGBTに関する記述が少ないことが残念に感じる。	「性自認や性的指向」と広く区民に分かりやすい表記としている箇所があります。また、具体的な取組として、LGBT相談窓口や講座・講演会、情報紙と区が発行する女性手帳による情報提供、区立施設での「だれでもトイレ」の設置などに取り組んでいます。	○
11	取組(1)多様な性・多様な生き方を認める意識の形成と啓発事業の強化については、是非、積極的に取り組んでほしい。	本取組は「重点」として位置づけ、積極的に進めていきます。	○
12	パートナーシップ制度・男女共同参画条例について、検討していくことを記載してほしい。	個別の項目を掲げるのではなく、ヘイトスピーチ対応などの人権施策を含めて、総合的な施策の研究を行うなかで検討を進めていきます。	△
13	取組(1)多様な性・多様な生き方を認める意識の形成と啓発事業の強化」に関して、パートナーシップ制度に関する動きが見られないのは残念である。	現行法規との整合性や現実的な効果、国の動向を注視していく必要があると考えています。 社会情勢や国・都・他自治体の動向について情報収集し、個別課題に対する庁内関係部署の連携も踏まえて、具体的事業を検討していきます。	△
14	パートナーシップ制度を導入したら良いと思う。		△
15	同性のパートナーシップ制度を導入すべきである。		△
16	メディア・リテラシーに関する教育をしてほしい。	学習指導要領に基づいて、児童・生徒が適切な意志決定や行動選択を行うことができるようメディア・リテラシーに関する教育を進めています。 また、情報機器や情報通信ネットワークが普及していく中で、情報を正しく判断し、自ら情報を発信していく能力（情報リテラシー）を育成するための教育を実施しています。	□
17	家庭における男女平等の推進について、妊婦健診や乳幼児健診に父親が参加した場合に特典を付与するなど、出産前後からの取組にも力を入れて欲しい。	出産前後や子育てにおいて父母が協力して行うことについて、「父親ハンドブック」や「パパとママが描く未来手帳」の配布、「パパ向け育児応援動画」の区ホームページでの配信など周知啓発を行っています。今後も引き続き周知していきます。	○

番号	意見の要旨	区の考え方	対応区分
18	家庭における男女平等の推進について、家庭教育学級や訪問型家庭教育支援事業、出前講座など親向けに家庭教育に関する学習機会の提供をしてほしい。	効果的な内容・方法について、具体的な事業内容を検討していきます。	△
19	家庭における男女平等の推進について、PTAへどういった目的でどういった情報を発信するのか知りたい。	家事・育児は、家族がともに担うことなど家庭への啓発は、PTAを通じた保護者や家庭への情報発信が有効であると考えます。	△
20	PTAへの情報発信はどのようなものを行うのか。		△
21	区内の学校へ男女混合名簿を推奨してほしい。男性から女性という並び順であることの正当性はなく、性自認がゆらぐ子どもにとっては、男女別名簿は苦痛の原因となりえる。	男女混合名簿について未実施の区立学校では、教育活動に支障のないよう、混合名簿の作成を前向きに検討していきます。また、性に対する多様なあり方についての理解啓発に関しては、人権教育の一環として推進していきます。	◎
22	小学校、中学校での男女混合名簿を推進してほしい。	男女混合名簿について未実施の区立学校では、教育活動に支障のないよう、混合名簿の作成を前向きに検討していきます。	◎
23	男女混合名簿を導入すべきである。		◎
24	男女混合名簿について、検討・議論をお願いしたい。		◎
25	男女混合名簿を取り入れるべきである。		◎
26	性教育について、小学生でも分かりやすい冊子を発行してはいかがか。	学習指導要領に基づき、文部科学省の検定を受けた保健の教科書を活用して指導しています。	□
27	学校での性教育を充実させてほしい。子どもたちが加害者、被害者とならないためには、公教育での取組はとても大切である。	区立学校での性教育については、学習指導要領に基づく指導を通じて、性に対する正しい理解を促進し、性被害の防止への対応につなげていきます。	□
28	性教育を系統立てて、学校教育のカリキュラムに入れてほしい。	各校で性教育の指導計画を作成しており、系統立った性教育を行っています。また、保健の学習では、学習指導要領に基づき、定められた学年・指導時数を指導計画の中に位置づけています。	□

番号	意見の要旨	区の考え方	対応区分
29	男女平等の基礎となる性教育を、区内すべての子どもが受けられるように取り組むべきである。	学習指導要領に基づいて、すべての区立学校で性教育を行っています。	□
30	性に関する知識の普及・啓発については、具体的にどのようなことを教育の中に入れ込んで実施するのか。	学校での性教育については、学習指導要領に基づく指導を通じて、性に対する正しい理解を促進していきます。	□
31	性に関する知識の普及・啓発については、区立学校への出前授業ではなく、教育委員会にも働きかけ、学校教育に組み込む必要がある。		□
32	性に関する知識の普及・啓発については、区立学校への出前授業の内容をどのように検討しているのか。	性被害や妊娠・出産などに関して、児童・生徒の発達段階に応じた内容を教育委員会と連携して検討していきます。	△
33	小学校の体育の授業での肌着着用禁止は止めてほしい。また、水着に関しては、両性ハーフパンツを取り入れてほしい。	男女を問わず、体育時において肌着の着用をしないという指導は、発汗後の衛生管理の観点から行われています。また、高学年の児童については衛生管理を自身でできることもあり、発達段階に応じて肌着や下着の着用を推奨している場合もあります。肌着の着用については、一律に禁止するというのではなく、要望や必要に応じて個別に柔軟な対応をしていきます。 水着の形状についても、安全面や泳法の習得の妨げにならない限り、個別に対応しています。 性同一性障害等にも十分配慮した指導を行います。	○
34	体育の授業等に際し、体操着の下に下着類を着るかどうかは自らが決めることを認めるように見直してほしい。	男女を問わず、体育時において肌着の着用をしないという指導は、発汗後の衛生管理の観点から行われています。また、高学年の児童については衛生管理を自身でできることもあり、発達段階に応じて肌着や下着の着用を推奨している場合もあります。肌着の着用については、一律に禁止するというのではなく、要望や必要に応じて個別に柔軟な対応をしていきます。	○

番号	意見の要旨	区の考え方	対応区分
35	教育の場における男女平等の推進について、子どもやその保護者と関わる職業の人の研修に力を入れてほしい。	公立幼小中の校（園）長、副校（園）長および教員に対しては、男女平等の推進を含む人権に関する研修を毎年複数回実施し、啓発を図っています。 保育園の職員に対しては、「子どもの人権（男女平等を含む。）」研修を実施しており、今後も継続していきます。	□
36	男女平等の視点にたった進路や職業に関する指導・教育相談の実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用などを希望する。	進路・職業に関する指導は、児童・生徒の実態を踏まえて行っています。スクールカウンセラーは男女平等の視点を大切にして、教育相談に当たっています。スクールソーシャルワーカーについても、児童・生徒の要望を聞いて、男女平等の視点に留意しながら支援に当たっています。	□
37	教職員、児童・生徒ともに、性的マイノリティへの理解を深める取組をしてほしい。	区立小・中学校においては、人権教育の一環として、性的マイノリティに関する理解のための取組を進めています。	□
38	学校において、性別に関わらず選択できる制服を取り入れてほしい。	個別の事情により標準服の選択肢を広げられるよう、学校に推奨していきます。	○
39	制服の問題について、検討・議論をお願いしたい。		○
40	性別にかかわらない制服の制度を男女共同参画の視点で見直すべきである。		○
41	学校での着替えの際にカーテンの設置等の環境整備がなされるよう希望する。	教室をカーテンで仕切る、男女別に教室を分けて着替えるなど、各校で対応しています。必要に応じ、間仕切り用カーテンレールの設置工事を行っています。	□
42	多様な性・生き方を認める取組として、学校において、だれでもトイレを設置してほしい。	毎年6校程度、トイレ改修を行っており、その際には、1階に「だれでもトイレ（多機能トイレ）」を設置しています。	□
43	学校のトイレの問題について、検討をお願いしたい。		□
44	だれでも利用できるトイレなど、施設面を見直すべきである。		□
45	地域における取組として、地域に男女平等に関する懇談会を開いてほしい。	懇談会を設ける考えはありませんが、各事業を通じて、地域における男女平等の推進に取り組みます。	○

番号	意見の要旨	区の考え方	対応区分
目標Ⅱ 配偶者等暴力被害者への支援と性暴力やハラスメントの防止			
46	若年層の困難な状況を受け入れることができる相談体制と当事者に情報が届く仕組みを工夫してほしい。	関係機関と連携した相談体制や相談窓口の効果的な周知方法を検討していきます。	○
47	身近な大人が相談を受ける体制をつくるのであれば、受け止める側が、性被害の実情を知り、支援法について学ぶ場を増やしていく必要がある。	親子と一緒に学ぶ性に関する講座を実施しており、講座の周知方法について工夫しながら、引き続き実施していきます。 また、区立小・中学校の研修・研究会などを通じて、教職員の意識啓発に継続的に取り組みます。	□
48	若い人たちが性の相談をするところを知らない人が多い。また、支援者側も、性被害の実情を知り、支援法、相談者の姿勢について学ぶ必要がある。		□
49	配偶者等暴力被害者および子どもの安全確保と心のケアが必要である。	被害者の状況に寄り添い、有効な支援を継続して行っています。	○
50	配偶者等暴力被害者の就業や住居に関する支援も含め、精神的自立の支援など総合的・継続的な支援の充実が必要である。		○
51	女性に対する暴力問題連絡会議を定期的に開催し、関係各課、関係機関との連絡調整やケース会議の実施が必要である。	配偶者等暴力防止関係機関連絡会議の他、関係機関との連絡会議を適宜開催しています。	○
52	高齢者・障害者へのDVについて、防止と啓発を取り上げてほしい。	本計画では、配偶者や同居している相手などから受ける暴力を「DV」としてしています。高齢者や障害者が配偶者等以外から受ける暴力被害については他の事業の中で対応していきます。	□
53	どういった行為がDVやストーカー行為に当たるのか、教育現場への出前講座等により、早い時期に教える取組を加えてはどうか。	安全教育の一環として開催している「セーフティ教室」の内容として、「性被害防止」「連れ去り防止」「不審者対応」について、各学校の実態に応じて実施しています。 加えて、人権・男女共同参画に関する講座内容の検討も進め、知識の普及・啓発を図ります。	○

番号	意見の要旨	区の考え方	対応区分
54	性暴力被害者の相談窓口を開設し、専門知識を持った相談員による相談対応や関係機関との連携が必要である。	性犯罪・性暴力被害者への支援として、東京都には医療機関、民間支援団体等の専門機関および区と連携した仕組みがあります。 区に相談があった場合は、相談者の状況に応じて都の専門窓口へ適切につながるよう努めています。	○
55	若年層への暴力の防止については、啓発や相談体制にも力を入れてほしい。	関係機関と連携した啓発や相談窓口の周知に努めます。	○
56	デートDVに関する啓発については、リーフレットの配布だけでは不足である。	啓発リーフレット作成に合わせ、効果的な周知方法を検討していきます。	△
57	デートDVに関するリーフレットを活用するために、具体的な計画を知りたい。		△
58	デートDV啓発リーフレットは全中学校で配布してほしい。		△
59	区立中学校において、デートDV防止出前講座を実施してほしい。		△
60	J Kビジネスやリベンジポルノの啓発や相談窓口に関する情報提供については、どのように若年者に周知するのか。		女性に対する暴力をなくす運動期間の啓発パネル展や学校への性に関する出前講座などの場を通じて実施していきます。
61	男女格差のない社会に向けた意識教育に関して、人権・男女共同参画課と教育委員会・学校現場との連携がより図られることを望む。	教育委員会・学校、他の各事業実施所管課と連携して施策を推進します。	○
目標Ⅲ 家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進			
62	「子育てに関する支援」を掲げているが、待機児童ゼロに向けてもっと具体的な数値目標を掲げて積極的に取り組む必要があるのではないか。	区は、増加を続ける保育ニーズに対応するため、これまで全国トップレベルの定員増を実現してきました。「第2期子ども・子育て支援事業計画」では、令和2年度から6年度までの需給計画を示しています。多様化する子育てニーズに応えるため、保育所の整備や練馬こども園の充実など、保育サービスの拡充に取り組みます。	□

番号	意見の要旨	区の考え方	対応区分
63	介護については、女性が苦勞する立場になるという考えが根強い。福祉と男女平等の社会とはかけ離れた問題ではない。	具体的には福祉分野の個別計画において取り組みますが、本計画においても家庭生活における男女の協働として施策を設定しています。	○
64	P T A活動は女性に割り当てられることが多い。ワーク・ライフ・バランスに関する女性が働きやすい職場環境の整備に関連して、P T Aに対しても啓発して欲しい。母親が働きやすい環境を得る効果が期待できる。	P T Aは制度上、任意団体であるため、各P T Aにおける自主的・自律的な活動を尊重しながら、必要な助言と支援を行っています。また、P T A役員や校長、副校長とともに団体内部での検討をお願いしています。	□
65	ワーク・ライフ・バランスに関する施策について、区内事業者への啓発の取組は不十分ではないか。制度を導入した企業には助成金を出すなどの施策があってもよい。	国・東京都ならびに区内産業経済団体等と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図るとともに、その推進に努めていきます。	○
66	男性への啓発に関連して、クオータ制（一定数を女性に割り当てる制度）、パリテ（候補者男女同数）を進めてほしい。	区の審議会等の女性委員の比率については、男女同数を目標として取り組んでいきます。 なお、行政の計画において、政治活動等に言及することは困難と考えます。	△
67	練馬区男女共同参画推進懇談会の会長や委員の過半数が女性であるべきである。また、調査結果では「男性が優遇されている」との回答割合が一番高い項目は、「政治の場において」とある。男女共同参画の実現を目指すのであれば、「政治の場」について取り組むべきである。	男女共同参画推進懇談会の今期委員の構成比は男女同数となっています。今後の委員改選においても、男女比を踏まえた構成に努めていきます。 なお、行政の計画において、政治活動等に言及することは困難と考えます。	△
目標Ⅳ 女性の健康と安心を支える暮らしの実現			
68	区立学校への出前授業について、リプロダクティブ・ヘルス&ライツをどの時点で伝えていくのか知りたい。	児童・生徒の発達段階に応じた内容を教育委員会と連携して検討していきます。	△
69	子宮頸がんワクチンは中止とし、副反応の原因究明や被害者救済を進めてほしい。また、女性が検診を受けやすい環境を整えてほしい。	総合的ながん対策や女性が検診を受診しやすい環境整備は、「健康づくりサポートプラン」において取り組みます。	□

番号	意見の要旨	区の考え方	対応区分
70	避難拠点運営においては、妊産婦・乳児への配慮も含めて検討してほしい。また、女性防災リーダーとはどのような人を指すのか。女性が防災士を取得するための費用助成を検討してほしい。	各避難拠点では、妊産婦や乳幼児へ配慮した運営を行うため、粉ミルク等の備蓄や授乳室を用意するなどの対応策を講じています。また、令和元年度から新たに保健相談所等の区立施設に液体ミルクを備蓄します。 女性防災リーダーとは、女性の視点・ニーズを取り入れた防災体制を構築するために活動する方や地域で情報発信する方を指しています。 なお、区としては、防災士資格取得費用の助成について、実施予定はありません。	□
71	避難拠点運営においては、妊産婦・乳児への配慮も含めてほしい。	各避難拠点では、妊産婦や乳幼児へ配慮した運営を行うため、粉ミルク等の備蓄や授乳室を用意するなどの対応策を講じています。また、令和元年度から新たに保健相談所等の区立施設に液体ミルクを備蓄します。	□
その他			
72	男女共同参画に特化した総合相談窓口を設置してほしい。	男女共同参画の取組は区政全般の事業に関わるため、各事業を担当する窓口での対応が効果的であると考えます。	○
73	子育てに関連する書類の記載が母親中心になっている。 区が、子育ては母親を中心としたものと位置づけているからではないか。	事業実施上必要なものや法律で定められたものを除き、申請書等の不要な性別記載欄は削除するよう、取り組んでいます。引き続き、庁内で取り組んでいきます。 なお、職員が人権や男女共同参画の趣旨を踏まえ事業運営を行うよう、研修等を実施しており、引き続き意識の向上を図っていきます。	□
74	根強い「家父長制度」の中で、女性の意識改革ができない社会構造がある。家事と育児、介護などに関わる重要性を地方行政や地域に任せていてよいのか疑問である。	女性の活躍を推進するため、女性への情報提供や男性・事業者への啓発が必要と考えます。 区として、区民や区内事業者に向けた施策に取り組みます。	○